

平成 22 年 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 22 年 10 月 12 日

赤井委員

先日、自然保護奨励金の交付情報が記録された磁気テープの所在不明についての話がありました。この経緯や状況についての説明がありましたけれども、この自然保護奨励金について伺いたいと思います。

この自然保護奨励金の内容と背景、それから交付状況についてお願いします。
自然環境保全課長

自然保護奨励金の内容ですけれども、この制度につきましましては昭和 49 年に要綱を定めまして、それに基づいて自然環境を保全するため、自然公園あるいは自然環境保全地域などの指定地域内に 1 ヘクタール以上の森林を所有される方に対して、年間 1 ヘクタール当たり 1 万 2,000 円の奨励金を交付するという制度でございます。

この制度の趣旨ですけれども、二つほどあると思います。一つは、この制度が発足した昭和 40 年代後半ですけれども、正に全国的に開発が盛んに行われた時代でありまして、緑地として所有者の方に保有していただくことについて、何らかのインセンティブを与える必要があったということが背景としてあると思います。

もう一つは、土地の所有権等は個人に帰属するというのは当然なのですけれども、維持管理も所有者が自ら行うというのが原則になっております。ただ、緑地の存在によって自然の恩恵を県民の方が受けるわけですので、この良好な自然環境を保全する負担を広く県民の方に分かち合っていたらこうという趣旨からこの制度ができているものでございます。

こちらの交付状況ですけれども、ここ 5 年間分の交付の金額で申し上げます。平成 17 年度が 3 億 3,317 万円、平成 18 年度が 3 億 651 万円、それから平成 19 年度が 2 億 9,759 万円、それから平成 20 年度が 1 億 5,252 万円、それから平成 21 年度が 2,916 万円となっております。

赤井委員

交付金の金額を聞きますと、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度は約 3 億円、平成 20 年度になってから 1 億 5,000 万円、平成 21 年度が 2,900 万円と一気に落ちております。この辺については、それまでの制度が大分変わったと伺っているのですけれども、森林整備については造林補助金という形で頂く補助金だとか、それから市町村からの様々な補助金だとか様々なものがあると伺っているわけです。今回、伺いましたこの自然保護奨励金は、県西部と県東部に分かれています。特に県西部については、様々な形で水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税が投入されているということで大分減額になってきていると伺っています。県東部における自然保護奨励金のみが残ったと伺っているのです。条例の細かい点で大変恐縮なんですけど、この中で県の補助金の制度では同一市町村内に所有する森林面積が 1 ヘクタール以上ということが要件となっているのですが、例えば A 町、B 町、C 町三つにそれぞれ分かれていても、合計したら 1 ヘクタール以上という場合には対象にならないと、この文面で読めるのですけれども、そうすると人によっては、同一の市町村の人は 1

ヘクタールでいいけれども、A町、B町、C町にまたいで1ヘクタール以上所有している人には補助金はもらえない。こういうようなそごが生じると思うのですが、そういう点は現実に問題にならないのですか。

自然環境保全課長

この制度は、今おっしゃったように、同一の市町村内と市町村が分かれた場合に、合計した面積数で同じ場合に違いが出るのは確かでございます。1市町村で1ヘクタールなければ対象にならないという制度になっています。制度発足当初からそれぞれの申請者の方からの申請書の受理とその確認を市町村にお願いしています。このとき、固定資産税の課税台帳で事実関係を確認していただいていますので、県でも確認できないことはないのですけれども、市町村に事務をお願いしている関係で、市町村がそれぞれ所有されています課税台帳で確認いただいているので、それぞれで1ヘクタール以上ない場合には対象にならないということになっています。

赤井委員

交付の限度額は1人当たり60万円となっております。共有地として複数人を持っている場合は1人につき60万円を支払い、1ヘクタールを10人で共有して持っていた場合には、60万円ですから10人60万円ずつもらえると読めるのですけれども、これはそのように解釈していいんですか。

自然環境保全課長

1人当たりの限度額が60万円ということで、二人になった場合には120万円となります。ただ、そのときの120万円というのは、共有でも面積に対して単価1万2,000円を掛けたものが支給の額になりますので、例えば70ヘクタールを二人でお持ちだった場合、そうすると70ヘクタールですから84万円になります。この84万円というのが、二人でこれを分けていただくような形になります。42万円という金額になります。そういう仕組みになっております。

赤井委員

いずれにしろ、平成20年度が1億5,000万円、平成21年度に3,000万円ということで、要綱が変わりまして、県西部については補助金等を廃止したというようにも見えるのです。そういう点では、県東部で大きく土地を持っていられる方が、810万円しか支給されていないという点から考えますと、県西部については水源環境保全税からお金を頂いている中で、自然保護奨励金の経過措置等を廃止した。今回、水源環境保全税の見直しを図るわけですが、さらにこの中で自然保護奨励金を見直していくおつもりはありませんか。

自然環境保全課長

県東部については森林等の保有に当たって、1ヘクタール当たり年間1万2,000円を交付するというので、以前のとおり仕組みにしております。この仕組みを継続させた理由は、県東部においては、森林に対する開発意欲が強い中で、森林を保全いただくことは非常に重要だということで、これまでの制度をそのまま維持しているところでございます。県西部につきましても、造林補助金等が併せて出るわけですが、それでも個人負担というのが当然出ますので、その森林を自らが維持管理していただく、そのきっかけをつくるのに、自然保護奨励金は効果があると考えております。私どもとしてはこの自

然保護奨励金の制度をこのまま維持したいと考えております。

赤井委員

県東部について、確かに水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税という点で、この税金の適用が水源環境保全・再生という目的からすると適用除外になってしまうということが考えられると思います。県西部については先ほど来、話がありましたように、水源環境保全・再生というものの見直しを図っているわけでありまして、大きく金額あるいは単価、それから内容等について様々な改正を行ってきているわけです。けたも大きく違って交付の件数等も大きく減ってきているわけです。そういう意味では、水源環境保全・再生の見直しのときに合わせて、県西部の自然保護奨励金についても見直しをすべきではないのかと要望いたしまして質疑を終わります。

赤井委員

当常任委員会に付託された諸議案及び所管事項について、公明党神奈川県議団として意見を申し述べます。

第1期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画骨子案について、現在県民意見の募集を開始したところではありますが、第1期計画から3箇年を過ぎ、見えてきた多くの課題があることと思います。何はともあれ県民の水をはぐくむ水源の環境保全のため、県民1人950円を年間に頂いている事実に対して、県民への広報を更に充実させる必要があると思います。また、水源環境保全・再生かながわ県民会議からの意見を基に、机上プランではなく現場に即した計画をしっかり立てて、実効性ある計画とするよう要望いたします。

県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデンがオープンして半年が経過しましたが、計画どおり入園者数が伸びていないようであります。PFI事業ということで、事業者の業務に負うところが大きではありますが、県立施設として県民の目線からは県の態度が重要になると思われれます。入園者増に向けては、花菜ガーデンの広報や児童・生徒たちへの利用促進、県機関との連携、観光業者との連携によるパッケージ化など多くの取組が考えられ、観光立県を目指す神奈川県として、県央、県西を結ぶ目玉として花菜ガーデンを位置付け、入園者数の増を図っていただきたいと思っております。

自然保護奨励金交付情報記録磁気テープの所在不明について、県の備品管理の不備が顕著に出たところと思われれます。不適正経理問題が指摘された現在、会計システムの変更等が検討されているところではありますが、システム変更には時間がかかるようでありますので、備品管理には厳格に対応するようにお願いいたします。また、自然保護奨励金制度そのものの趣旨が、要綱創設時、昭和49年から、時代、環境状況の変化により意義がなくなっていると思われれます。かながわ水源環境保全・再生実行計画の次期計画を見直している現在、この奨励金制度を考え直す必要があるのではないかと思います。

最後に、定県第114号議案について、「現在の指定管理者が自主事業として実施している水中観光船、渡船及びレンタルボートの営業が、継続できるとの認識を新たな指定管理者にしっかり持たせ、県、現在の指定管理者など関係団体が、基本協定締結までに協議の場を設けて、県が責任を持って調整を図ること。

三崎漁港の発展のために、地元の漁業者など関係団体が、指定管理施設を活用して行っている取組が、今後とも円滑に実施されるように、新たな指定管理者を県が指導すること。今後、指定管理施設の運営と地域との連携等について、問題が生じた場合には、適宜、県が主体となって、新たな指定管理者と地域の関係団体との協議の場を設け、問題の解決を図ること。地域との連携が求められる指定管理議案については、議会において十分な審議を経る必要があり、今回のような日程は「議会軽視」とも受け止められるので、今後は外部評価委員会の審査終了後に速やかに指定管理議案を議会に報告するなど、審議日程の見直しを検討すること。」以上の4点の意見を付して、原案に賛成いたします。これを除く諸議案については、原案のとおり賛成いたします。